

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する 偏見や差別の防止等に係る手引き

～ 偏見や差別から子どもたちを守るために ～

さいたま市教育委員会

令和2年6月

目次

本手引きの活用にあたって	・・・P1
1 基本的な考え方	・・・P2
2 偏見・差別への対応について	
1 学校再開時における偏見や差別を防ぐための指導	・・・P2
2 指導の参考資料	・・・P4
3 偏見や差別に関する相談窓口	・・・P5
3 参考文献・資料等	・・・P6
● 別添	
「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別から子どもたちを守る ために～具体的な活動場面における人権教育上の視点と配慮に係る資料～」	
	・・・P7

本手引きの活用にあたって

『 正しく知り、正しく恐れ、偏見や差別を乗り越える 』

～ 過去の危機から学ぶ ～

人は誰でも、見えないもの、未知のものに対して恐怖や畏怖を感じます。それは、人間の本能が、未知のものに対し過剰な自己防衛反応を示すためです。

現在、新型コロナウイルス感染症は、未知の病気であり、その特徴が解明されておらず、治療法も確立されていません。ましてや、薬やワクチンもまだ開発されていないため、人々は不安や恐怖を感じるのです。

さらなる感染の広がりを目のあたりにした人々は、自分の周囲の人の感染を疑うようになり、自分も感染させられるかもしれないと疑心暗鬼となります。すると、本来持っている、正しい情報を得る力や気づく力が弱まり、自己防衛本能から、感染者探しをしたり、根拠のないうわさやデマを信じたりしてしまいます。そして、行動規範から外れた人々への過剰な批判となって現れます。このような行動は偏見となり、差別につながります。

これまでもハンセン病や原発事故など同様の「危機」が過去にあり、そのたびに「いわれのない偏見や差別」により、傷つき苦しむ人々を生み出してきた歴史があるにもかかわらず、また、どれだけ科学が進歩したとしても、人間の本質は変わらない現状があります。

新型コロナウイルスは、誰もが感染しうるものであり、誰もが気付かないうちに感染を広げる可能性があります。私たちが向き合う相手はウイルスであり、感染者や、感染症の対策や治療にあたる医療従事者等ではないことは明白です。

新型コロナウイルス感染症への対応は、ワクチン等が開発されるまで、これからも続くと言われていきます。この先、もしかしたらさらなる危機が私たちの生活を脅かすかもしれません。そのような時でも、私たちは冷静に状況を判断し、正しい情報と適切な知識のもと、一人ひとりができることを考え、行動しなくてはなりません。

特に、そのような状況下においても忘れてはならないことは、「教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境、つまり、一人ひとりが大切にされた学校・学級づくり」という人権教育推進の基盤です。

学校再開にあたっては、学校の新しい生活様式の中で、教職員一人ひとりが偏見や差別から児童生徒を必ず守るという強い意志をもち、本手引きを活用し、人権教育の視点を取り入れながら意図的・計画的・継続的に指導にあたってください。

策定 令和2年6月4日
さいたま市教育委員会

1 基本的な考え方

長期にわたる臨時休業等によりストレスや不安等を感じている児童生徒が、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見のない学校・学級で、安心して生活できるよう、教育環境や支援・相談体制を整えていくことが重要です。

そのためには、まず全教職員が、新型コロナウイルスについての「正しい知識の理解」とそれに基づく「正しい判断」や、「人権侵害」や「差別事象」をいち早く察知し行動する確かな「人権感覚」をもつことが必須です。

新型コロナウイルス感染症における偏見や差別の対象範囲は広く、千差万別です。例えば、新型コロナウイルスの感染者、感染者の家族や友達、感染者が出た地域（学区、町内）の方、感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族、学校の「新しい生活様式」を守れない児童生徒などが対象となる可能性があります。

各学校においては、このことを前提に、これまでも全教職員が一丸となり取り組んできた人権教育を基盤として、「新型コロナウイルスによる差別」を個別の人権課題の一つとして捉え、全教育活動を通じて、人権尊重の精神がみなぎる教育環境や学習環境づくりに一層努めることが重要です。

また、教職員一人ひとりが、新型コロナウイルス感染症に関する誤解から生じる偏見や差別につながるような行為は断じて許さないという高い意識を持ち、毅然とした態度で指導にあたることで、新しい生活様式により今までとは違った学校生活を送ることになる児童生徒が、安心して過ごすことのできる教育環境等が整えられるものと考えます。

2 偏見・差別への対応について

1 学校再開時における偏見や差別を防ぐための指導

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別を防ぐためには、学校の新しい生活様式について共通理解を図り、人権教育上の視点等により登下校、授業中など具体的な活動場面における偏見や差別につながる物的な環境や人的な環境について、常に点検することが重要です。

具体的な活動場面における指導方法の例については、別添「**新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別から子どもたちを守るために～具体的な活動場面における人権教育上の視点と配慮に係る資料～**」を参考に指導にあってください。

また、学級担任は、児童生徒一人ひとりの変化にいつも以上に気を配り、些細なことでも気になることがあれば、情報を一人で抱え込まず、学年主任等を通して管理職へ報告・連絡・相談するなどの体制を強化することが必須です。

特に、大切なことは、このような状況においても、児童生徒一人ひとりが「やっぱり学校は楽しい」と感じられることです。学校の新しい生活様式のもとで、できないことに目を向けるより、できることに価値を見出し、その価値をみんなで認め合う、そのような学校・学級づくりに重点を置くことが「真の学び舎」であり「居場所」となります。

そこで、各学校におかれましては、学校再開時における偏見や差別を防ぐため、次の点について、留意願います。

(1) 指導方法の工夫と新たな教育環境の整備

学校再開にあたり、教職員や児童生徒が新しい生活様式の中で活動を共にしていく中で、これまであたり前のように行われてきた教育活動の内容や、その指導方法を変えていく場面が出てきます。例えば、授業でのグループ学習や、仲間と身体接触を伴う休み時間の遊びなど、豊かな心やよりよい人間関係をはぐくむこれらの活動が、当面の間制限されてきます。

児童生徒に対して単に「してはいけない」という制限や禁止のみの指導が、時には「マスクをしていない人」、「ソーシャルディスタンスをとっていない人」などに対しての過剰な反応につながり、それらの人を誹謗中傷する事象となり、偏見や差別につながる可能性があります。ソーシャルディスタンスをとるとい物理的距離をとらなければならない今こそ、精神的距離を縮めるような教育が重要となります。

各学校におかれましては、このようなことを踏まえ、児童生徒の実態や発達段階に応じて、学校全体で新たな指導方法を工夫するとともに、新たな教育環境等の整備に努めてください。

(2) 偏見や差別を防ぐポイント

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別を防ぐポイントとして、次の3点が挙げられます。各学校の実情を踏まえ、工夫して指導にあたってください。

偏見や差別を防ぐために

- ①情報を精査し、正しい知識を伝える
- ②できる喜びを味わわせる
- ③差別的な言動に同調せず、自他の価値を尊重しようとする態度を育てる



① 情報を精査し、正しい知識を伝える

児童生徒の周囲には、新型コロナウイルス感染症に関する情報が、テレビやラジオ、インターネット、SNS等を通じてあふれています。その中には、感染症から身を守るために必要な情報がある一方で、不確定な情報や不安を煽るような情報も存在しています。

学校再開にあたり、教職員は、情報を精査し、正しい情報を児童生徒の発達段階に応じて分かり易く伝えることが重要です。「2 指導の参考資料」に示した資料など、国や自治体等が発出している情報（文部科学省、厚生労働省、市町村のホームページなど）を中心に、正確な情報を入手する必要があります。教職員は、一部の情報に偏らないようにしたり、新しい情報を取り入れたりしながら、児童生徒がとるべき行動について指導します。

② できる喜びを味わわせる

新しい生活様式では、制限されたり禁止されたりする場面が出てきます。そのような状況だからこそ「新たにできること」や「できるようになったこと」を学級で共有する機会をつくります。例えば、心の距離を縮めるメッセージカードづくりや、今までやっていた遊びについて新たなルールを決めることなど、児童生徒が共に考える機会を設定することで、つながりや絆を深めることができると考えます。全員で考え新たに生み出したアイディアやルールは、「認め合い、守る」という仕組みをつくりましょう。このように、新たな価値を創り出す活動や、今までになかった新しい価値に気付く場面をつくり、自他ともに自尊感情や自己肯定感を高める環境づくりを心掛けます。

③ 差別的な言動に同調せず、自他の価値を尊重しようとする態度を育てる

差別的な言動をなくしていくには、児童生徒一人ひとりがお互いを思いやり、価値を認め合ったり、自分にできることを考えたりすることが重要です。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別に関して、もちろん、「差別的な言動をしない」ということを教えることはとても重要です。しかし、それだけでは不十分です。感染した人やその関係者が一番頑張っていることを理解させた上で、「そうした人々が安心して生活するためにできることは何か」、社会には危険に対峙しながら社会全体のために尽くしている人がいることを理解させた上で、「一人ひとりが社会や学校のためにできることは何か」などを考えさせます。このような取組を通して、「励ましの気持ち」や「感謝の気持ち」が醸成される環境づくりを、各学校において工夫してください。

2 指導の参考資料

文部科学省や日本赤十字社より、次のような資料が提示されていますので、あらゆる場面において、積極的にご活用ください。

○新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～
〈文部科学省〉

それぞれの指導例に、「ねらい」「指導内容」「参考資料」が示されています。特に指導例⑥については、偏見や差別の防止につながる内容です。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）

指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 正しい情報の収集

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別



○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き（追補版）
 「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」
 <文部科学省>



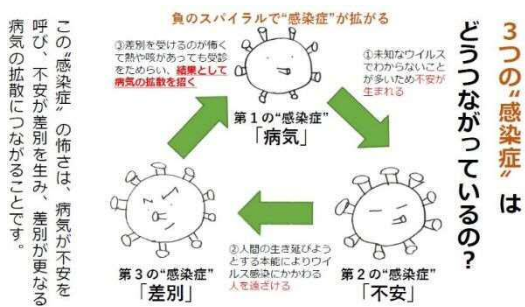
☞ 中学校第3学年の「感染症の予防」の学習での活用が中心となりますが、偏見や差別についての記載もあります。

学習指導案形式で掲載されており、ねらい、学習活動、評価など、分かり易く示されています。他教科との関連を図ったり、内容やポイントをやさしく示したりすることで、小学校でも活用できますので、参考にしてください。

○「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！ ～負のスパイラルを断ち切るために～
 「ウイルスの次にやってくるもの」（動画）

<日本赤十字社>

☞ 新型コロナウイルス感染症と偏見や差別のつながりについて、かわいいイラストと分かり易い表現を使い、紙芝居形式で説明しているため、小学校段階から活用できます。



新型コロナウイルスの感染拡大には3つの顔があり、それぞれのつながりを断ち切ることが大切であることを、分かりやすく説明しています。

新型コロナウイルスの感染拡大の次にやってくる、人の心の恐怖が生み出すものとして、偏見や差別の事象を動画で伝えています。
 ※こちらは YouTube の動画となっています。



3 偏見や差別に関する相談窓口

心のケアやメンタルヘルスについては、次のような相談先があります。

関係諸機関	電話番号	備考
さいたま市24時間子ども SOS 窓口	0120-0-78310	24時間いつでも子どもに関する相談全般を通話無料で受け付けます。
さいたま市こころの電話	048-762-8554	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日や年末年始の休業日除く)
さいたま市こころの健康センター	048-762-8548	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日や年末年始の休業日除く)
子どもの精神保健相談室	048-762-8538	小学校4年生から中学校3年生まで 火・金曜日の9:00～17:00 (祝日や年末年始は除く)

3 参考文献・資料等

☆文部科学省による通知文等

- 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について（通知）（令和2年4月16日）
- 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（令和2年5月21日時点）
 - ☞ 心のケア等について
- 新型コロナウイルス感染症の予防
～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～（令和2年4月）
- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（追補版）
「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」（令和2年3月）

☆その他の機関等の資料

- 日本赤十字社
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
「ウイルスの次にやってくるもの」

☆学校生活全般の活動に係る資料（さいたま市教育委員会）

- 新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（第2版）（令和2年5月25日）

別 添

**新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する
偏見や差別から子どもたちを守るために**

～具体的な活動場面における人権教育上の視点と配慮に係る資料～

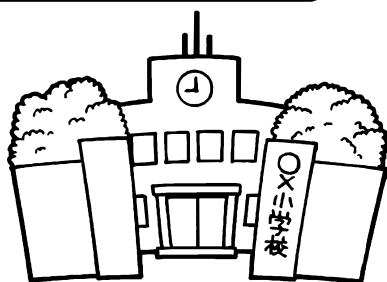
≪ 学校生活の各場面における児童生徒の行動と人権教育上の視点と配慮 ≫

場面①【 学校の教育活動全体を通して 】

学校生活全体で、児童生徒同士、または教職員と児童生徒の関わりの中で起こり得るもの

【 児童生徒の行動 】

- 咳込んだ人に、「コロナ」と言う。
- 特定の人が触れたものに対し、嫌悪感を示す。
- 欠席した人に対し、サボりという認識を示したり、その後登校した際にコロナの疑いをかけたりする。
- 大声を出した人に、嫌悪感示す。
- 医療従事者等に対し、嫌悪感を示す。
- 「マスクがないなら帰れ！」という。



【 人権教育上の視点と配慮 】

≪担任として≫

- 誰もが感染リスクを持っていることを伝えるとともに、養護教諭等と連携し、保健指導を通して、正確な情報を提供する。
- 他者へ告げ口したり、憶測で話したりすることは、偏見や差別につながることを認識させる。

≪学校として≫

- マスク忘れの児童生徒を把握し、入室前に配布する。
- 新型コロナウイルス対策についての情報は、随時手紙等で保護者や地域へ知らせる。
- 医療従事者等への感謝の気持ちを伝える機会を意図的につくる。

場面②【 登下校 】

通学班での距離の取り方や、通学班以外の登下校の仕方により起こり得るもの

【 児童生徒の行動 】

- ソーシャルディスタンスをとっていない人に対して、「近づくな」と言う。
- 通学班で通わない人に対し、悪口を言う。
- 親が迎えに来る人を馬鹿にする。
- 休み明けの人を避ける。



【 人権教育上の視点と配慮 】

≪担任として≫

- 登下校の仕方は、感染の状況によって様々な方法に変わることが理解させる。
- 休み明けで登校した児童生徒に対して、登校時の様子を把握する。

≪学校として≫

- 登校指導等で安全性を第一に考え、地域や保護者の方々の協力をいただきながら見守りをし、些細な変化についてもできる限り全教職員で共通理解を図る。

場面③【 授業 】

授業の進め方や課題の提出に関することなど、学習指導の際に起こり得るもの

【 児童生徒の行動 】

- 大声での発言や返事をする事や移動する際にそばを通ることに対して嫌悪感を示す。
- 机間指導等、人が接近することに対し、嫌悪感を示す。
- 家庭環境（ICTの整備不足、課題プリントの忘れなど）によって、学習が遅れている人に対し、嘲笑したり、馬鹿にしたりする。
- 課題の提出ができない人に、「なんでやってないの?」「ずるい」など言う。



【 人権教育上の視点と配慮 】

《担任として》

- 学校の新しい生活様式に即した学習形態を工夫したり、発表のルールをつくったりする。
- 道徳や学級会など、「お互いを思いやること」の大切さを話し合う。
- (身体接触を伴わない) 人間関係プログラムであたたかな人間関係をはぐくむ活動を行う。

《学校として》

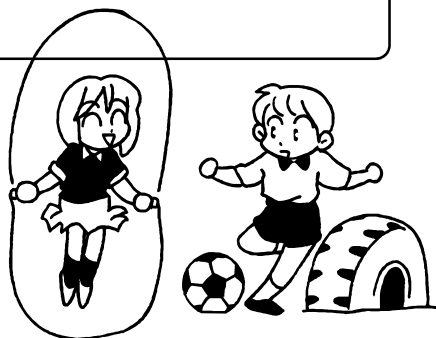
- ICT 機器の貸出を行う。
- 学習のルールについて教職員が情報交換する場を設ける。
- 「学校の新しい生活様式」について保護者や地域に情報発信し、授業の仕方等について理解と協力を得る。

場面④【 休み時間・放課後 】

教職員の目が行き届かない、また児童生徒同士が密接する時間が増えることで起こり得るもの

【 児童生徒の行動 】

- 手を洗わない人に対して、強く注意したり、「コロナ菌」など発言したりする。
- (医療従事者等の子どもを) 遊びの仲間に入れない。
- 身体接触を伴う遊びをする。
- SNS などに誹謗中傷を書き込む。



【 人権教育上の視点と配慮 】

《担任として》

- 「みんな手を洗おう」、「手を洗うことは大事だよ」等、確認し合える声掛けや仲間づくりを意識させる。
- 休み明けの児童生徒がいる場合は、見守りをしたり、声掛けをしたりする。
- SNS を使う際は、誹謗中傷を書き込まないことを徹底する。

《学校として》

- 新しい生活様式に準じた遊び方のルールを示す。(遊具や用具の使い方、学年の割振りなど)

場面⑤【 給食 】

最も衛生面に敏感になる場面であり、飛沫や接触、各家庭の考えによる影響で起こり得るもの

【 児童生徒の行動 】

- 配膳の際に、くしゃみや咳をした人に嫌悪感を示す。
- 手を洗っていない人に対し、強い口調で手を洗うように注意する。
- 家庭の事情でお弁当を持ってきている人を馬鹿にする。
- 家庭の事情で給食当番ができない人に、サボりだと言う。



【 人権教育の視点と配慮 】

《担任として》

- 事前の健康観察を確実に行う。
- 手を洗うことは、自分の身を守るだけでなく、友達の手を守ることにつながることを理解させる。
- 配膳をした児童生徒を責めることのないように事前指導を行う。
- 家庭の事情で給食を食べなかったり、当番ができなかったりする児童生徒がいることを認識させる。

《学校として》

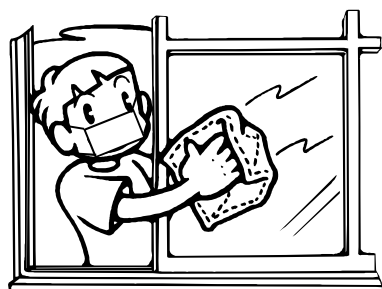
- 全教職員で、配膳方法やマナー等についての共通理解を図る。(アレルギー対応の方法も含めて)

場面⑥【 清掃 】

衛生面に敏感になる場面が起こり得るもの ※分散登校中は教職員が清掃します。

【 児童生徒の行動 】

- 清掃用具等の共有物を触れた手で身体接触され、嫌悪感を示す。
- 手を洗っていない人に対し、強い口調で手を洗うように注意する。
- ごみ処理をしている人に「感染するぞ」「きたない」などと言う。
- 家庭の事情で清掃活動ができない人に、サボりだと言う。



【 人権教育上の視点と配慮 】

《担任として》

- 清掃の仕方や清掃道具の扱い方を指導する。
- ゴミ袋は密閉するなど適切に処理すれば心配ないことを伝える。
- 家庭の事情で清掃活動ができない人がいることを認識させる。
- 清掃後はしっかり手を洗う等、衛生面での指導を行う。

《学校として》

- 清掃の仕方について児童生徒がすること、教職員がすることを明確にし、共通理解を図る。(必要に応じて掲示物等で示す。)

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する
偏見や差別の防止等に係る手引き

～偏見や差別から子どもたちを守るために～

発行年月日	令和2年6月4日
発 行	さいたま市教育委員会 生涯学習部人権教育推進室